

京都市京北森林公園条例を廃止する条例（令和4年12月13日京都市条例第24号）
（産業観光局農林振興室林業振興課）

京都市京北森林公園（以下「京北森林公園」という。）は、本市における林業の振興に資するため、森林及び林業に対する市民理解を深める等の活動の用に供するための施設として設置していますが、近隣の地域において類似した施設が増加していること等の社会経済情勢の変化に加え、京北森林公園の設置から20年以上が経過し、施設及び設備の老朽化が進行していることから、その設置の必要性及び効果が低下しているため、これを廃止とすることとしました。

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

京都市京北森林公園条例を廃止する条例を公布する。

令和4年12月13日

京都市長 門川 大作

京都市条例第24号

京都市京北森林公園条例を廃止する条例

京都市京北森林公園条例は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 重要な公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1産業・消費生活関連施設の項中「、京北森林公園」を削る。

(産業観光局農林振興室林業振興課)